

地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準(原案)【概要】

1 基本事項

基本的な考え方:安全・安心 生物多様性 景観・眺望 地域との調和
 対象施設:太陽光発電

2 促進区域に含めない区域

| 環境配慮事項 | | 除外する区域 | 分類 |
|-------------------------------|----------------------------|--|-----------------|
| 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 | 水の濁りによる影響 | 水源森林地域 | 安全・安心 |
| | 土地の安定性への影響 | 砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 保安林 土砂災害特別警戒区域 | 安全・安心 |
| 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 | 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | ヨシ群落保全地域 希少野生動植物種の生息・生育地保護区 | 生物多様性 |
| | 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | ラムサール条約湿地 鳥獣保護区の特別保護地区 希少野生動植物種の生息・生育地保護区 | 生物多様性 |
| | 地域を特徴づける生態系への影響 | 緑地環境保全地域 滋賀県自然環境保全地域 | 生物多様性 |
| 3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立/国定公園(第2種特別地域 第3種特別地域) 県立自然公園(第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域) 歴史的風土特別保存地区 | 景観・眺望 |
| 4 その他滋賀県が必要と判断するもの | その他滋賀県が必要と判断するもの | 河川区域 農用地区域 | 安全・安心 地域との調和 |

4 想定される促進区域の例示

促進区域の設定が想定される箇所等

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 分類 | |
|-------------------------------|----------------------------|---|-----------------|
| 1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 | 騒音による生活環境への影響 | 保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 住宅の分布状況 | 地域との調和 |
| | 水の濁りによる影響 | 河川等の公共用水域の水質および利用状況 各種漁業の操業の状況並びに灌漑用水区域 湖沼、ため池や貯水池等 | 安全・安心 |
| | 土地の安定性への影響 | 土砂災害警戒区域 洪水浸水想定区域図 地先の安全度マップ 浸水被害軽減地区 地盤沈下に係る状況 盛土、切土 地域の降水量の状況 | 安全・安心 |
| | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 住宅の分布状況 交通の状況 | 景観・眺望 |
| 2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 | 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | 環境省レッドリスト 滋賀県で大切にすべき植物群落 自然記念物 ヨシ群落普通地域 保全上重要な湿地 生物多様性保全上重要な里地里山 特定植物群落 巨樹・巨木林 | 生物多様性 |
| | 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 環境省レッドリスト 滋賀県で大切にすべき野生生物 イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン | 生物多様性 |
| | 地域を特徴づける生態系への影響 | 守りたい育てたい湖国の自然100選 | 生物多様性 |
| 3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国定公園(普通地域) 県立自然公園(普通地域) 琵琶湖システム対象地域 景観計画区域 風致地区 歴史的風土保存区域 伝統的建造物群保存地区 重要文化的景観 史跡、名勝、天然記念物 伝承文化 | 景観・眺望 |
| | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | 自然歩道 緑の回廊 | 景観・眺望 |
| 4 その他滋賀県が必要と判断するもの | その他滋賀県が必要と判断するもの | 河川保全区域 有形文化財 埋蔵文化財 ふるさと文化財の森 廃棄物が地下にある土地(指定区域等) 第1種農地等集团的優良農地 地域計画の区域内農地 | 安全・安心 地域との調和 |

5 基準の見直しについて

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、社会的状況や技術革新等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。